

事務	2 同法第48条において準用する同法第24条第31項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同法第41項に規定する当該事実の公示												
	3 同法第48条において準用する同法第37条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第17条に規定する業務に関する監査命令												
	4 同法第48条において準用する同法第43条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示												
三十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和56年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第11項の規定による求職者である障害者についての書面調査の実施												
	2 同法第9条の12第11項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同法第21項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域等の公示												
	3 同法第9条の12第31項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同法第41項に規定する当該事実の公示												
	4 同法第9条の16の規定による障害者雇用支援センター業務に関する監査命令												
	5 同法第9条の17第11項の規定による指定の取消し及び同法第21項の規定による当該事実の公示												
	6 同法第9条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第9条の20において準用する同法第9条の12第21項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地等の公示												
	7 同法第9条の20において準用する同法第9条の12第31項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同法第41項の規定による当該届出に係る事実の公示												
	8 同法第9条の20に												

を廃止する 条例（平成 16年鳥取県 条例第54 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務											
四 鳥取県林 業改良指導 員資格試験 条例を廃止 する条例 （平成16年 鳥取県条例 第5号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第21項 の規定による合符証 書の再交付										
五 その他の 事務	1 補助金及び会計に 関する事務 （一） 農林総合研究 所長の名において 処理することが適 当であり、農林水 産部限外別に定め るもの （二） 病害虫防除所 の予算執行に關す る事務										
	2 公有財産に関する 事務（農林総合研究 所の庁舎又は構内にお けるものに限る。） （一） 普通倉庫の貸 付又は借入の借 受のうちの移譲な もの （二） 行田倉庫の使 用許可及び行田倉 庫の貸付料の賦 課のうちの移譲な もの （三） 公有財産の登 記又は登録 （四） 公有財産の用 途の変更、原形 の変更又は用途の廃 止のうちの移譲な もの （五） 鳥取県立財 産の創設等に關す る基本条例に基づ く知事の権限に属 する事務のうち次 に掲げるもの （1） 同条例第17 条第2項の規定 による特種仕願 若しくは特種借 受の権利の承 継の届出又は特 種借受の移譲の登 録 （2） 同条例第22 条第1項の規定 による特種借受 の実施の届出										
	3 庁舎管理に關する 事務（農林総合研究 所の庁舎又は構内にお けるものに限る。） （一） 鳥取県庁内取 締に關する規則に 基づく知事の権限 に属する事務のう ち次に掲げるもの （1） 同規則第3 条第1項の規定 による物件販売 等の許可 （2） 同規則第6										

場	鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同条例別表の規定による手数料の額の決定																															
	二 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務(農産物検査の庁舎又は構内におけるものを限る。) (一) 鳥取県庁内取組に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2) 同条例第6条の規定による必要な措置の命令 (二) 県有建物に関する広告物取組規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (2) 同条例第5条ただし書の規定による(1)の許可の取扱い (三) 鳥取県県有地等における自動車等の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け (2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報 (3) 同条例第4条第3項の規定による違反の解錠及び車内の調査 (4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管 (5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示 (6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告 (7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令 (8) 同条例第7条第1項の規定による随々の認定 (9) 同条例第7条第2項の規定																															

(1) 同条例第3
条第1項の規定
による物品販売
等の許可
(2) 同条例第6
条の規定による
必要措置の命
令
(二) 県有建物に関
する広告物掲載
規程に基づく知事
の権限に属する事
務のうち次に掲げ
るもの
(1) 同訓令第1
条の規定による
広告物の表示又
はこれに関する
物件の設置の許
可
(2) 同訓令第5
条ただし書の規
定による(1)の
許可の取消し
(三) 鳥取県所有地
等における自動車
の放置に対する措
置に関する条例に
基づく知事の権限
に属する事務のう
ちに次に掲げるもの
(1) 同条例第4
条第11項の規定
による放置自動
車の状態等の調
査及び警告書の
はり付け
(2) 同条例第4
条第21項の規定
による警察署へ
の通報
(3) 同条例第4
条第31項の規定
による違反の解
錠及び車内の調
査
(4) 同条例第5
条第11項の規定
による放置自動
車の移動及び保
管
(5) 同条例第5
条第21項の規定
による移動等の
通知及びその旨
の公示
(6) 同条例第6
条第11項の規定
による放置自動
車の撤法等の通
告
(7) 同条例第6
条第21項の規定
による制当に従
うことの命令
(8) 同条例第7
条第11項の規定
による随々の認
定
(9) 同条例第7
条第21項の規定
による告示
(10) 同条例第8
条第11項の規定
による放置自動
車の処分
(11) 同条例第8
条第21項の規定
による告示
(12) 同条例第8
条第31項の規定
による放置自動
車の処分
(13) 同条例第9
条の規定による
費用の請求

	<p>等の許可</p> <p>(2) 同条例第6条の規定による必要措置の命令</p> <p>(二) 県有建物に関する広告物掲載規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可</p> <p>(2) 同訓令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取扱い</p> <p>(三) 鳥取県農有地等における自動車等の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書の張り付け</p> <p>(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報</p> <p>(3) 同条例第4条第3項の規定による違反の解錠及び車内の調査</p> <p>(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管</p> <p>(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示</p> <p>(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の通知</p> <p>(7) 同条例第6条第2項の規定による制止に従うことの命令</p> <p>(8) 同条例第7条第1項の規定による随々の認定</p> <p>(9) 同条例第7条第2項の規定による告示</p> <p>(10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(11) 同条例第8条第2項の規定による告示</p> <p>(12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(13) 同条例第9条の規定による費用の請求</p>												
水一 漁業法 産 (昭和24年)	略												
水一 漁業法 産 (昭和24年)	略												

<p>に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫補助金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で、設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の請負総額が金額が2億円以上となる場合には限る。）</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p> <p>(イ) 東部地区沿岸魚貝整備事業に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>							<p>農取専務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>3 農林土木工事に係る請負契約の締結を随時契約の方法によることと決定（4の場合を除く。）</p> <p>(一) 請負総額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負総額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負総額が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸魚貝整備事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						<p>農取専務所長</p> <p>総合事務所長</p>	
<p>4 農林土木工事に係る請負契約の締結を随時契約の方法によることと決定（技術提案型の随時契約の場合）</p> <p>(一) 請負総額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負総額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸魚貝整備事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						<p>農取専務所長</p> <p>総合事務所長</p>	
<p>5 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負総額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負総額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸魚貝整備事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						<p>農取専務所長</p> <p>総合事務所長</p>	

<p>6 農林土木工事に係る土地 水価等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚鱈漁業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																
<p>7 農林土木工事に係る建設又は監査の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚鱈漁業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																
<p>8 予定価格が100万円未満の工事材料の購入並びに予定価格が10万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕 (一) 東部地区沿岸魚鱈漁業に係るもの (二) (一)以外のもの</p>																																
<p>9 農林土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他地上に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一) 東部地区沿岸魚鱈漁業に係るもの (二) (一)以外のもの</p>																																
<p>10 不動産登記法に基づく不動産の登記 (一) 東部地区沿岸魚鱈漁業に係るもの (二) (一)以外のもの</p>																																
<p>11 農林水産部の所管に係る土地及び海面</p>																																

<p>相手方の決定</p> <p>(一) 請負対価総額計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対価総額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸海墾造構事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>											<p>農取巷等事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>5 同規則第21条第1項の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対価総額計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対価総額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸海墾造構事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>											<p>農取巷等事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>6 同規則第22条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対価総額計金額(請負契約の締結後請負対価総額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対価総額計金額以下水産課の頁の三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対価総額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対価総額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸海墾造構事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>											<p>農取巷等事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>7 同規則第23条の規定による下請業者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 東部地区沿岸海墾造構事業に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>											<p>農取巷等事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>8 同規則第24条第1項の規定による工事の監査の委託</p> <p>(一) 請負対価総額計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対価総額計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水産課の頁の三において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事</p>											

<p>に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>
<p>9 同規則第20条第1項の規定による工事の監査の命令 (一) 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの (二) (一)以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>
<p>10 同規則第23条第1項又は第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対簿総額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>
<p>11 同規則第26条第7項 第37条後段 第39条第5項 第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対簿総額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>
<p>12 同規則第26条第7項後段 第37条後段 第40条後段又は第40条の2第3項(同規則第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対簿総額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>													
<p>13 同規則第28条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対簿総額計金額が5億円未満</p>													

<p>の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>											<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>
<p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>										<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>	
<p>15 同規則第40条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>										<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>	
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>										<p>鳥取県専務所長 総合事務所長</p>	
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの</p>											

<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部地区沿岸防災整備事業に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県庁事務局長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>18 同規則第22条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要請</p> <p>(一) 請負代金総額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負代金総額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部地区沿岸防災整備事業に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県庁事務局長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>19 同規則第22条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負代金総額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負代金総額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>													
<p>20 同規則第23条の規定による請負代金の額の変更の決定</p> <p>(一) 請負代金総額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負代金総額が5億円未満の工事に係るもの</p>													
<p>21 同規則第24条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負代金総額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負代金総額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>													
<p>22 同規則第24条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 東部地区沿岸防災整備事業に係るもの</p>													<p>鳥取県庁事務局長</p>

その住所地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。	はその住所地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。
-------------------------------	-------------------------------

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第5条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和56年鳥取県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(申請書等の経由)</p> <p>第13条 法、政令、省令(第27条の規定を除く。)又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であって、県内に住所を有するものにあつては住所地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(申請書等の経由)</p> <p>第13条 法、政令、省令(第27条の規定を除く。)又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であつて、県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</p>

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第6条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の所在地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>

(薬剤師法施行細則の一部改正)

第7条 薬剤師法施行細則(昭和37年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は2通、厚生労働大臣に</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は、2通、厚生労働大臣</p>

<p>提出する申請書、届書その他の書類は3通を作成し、<u>住所地を所管する総合事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>第2号様式（第4条関係） 薬剤師住所変更届</p> <p>1 変更前の住所 2 変更後の住所 3 薬剤師名簿登録番号及び登録年月日</p> <p>上記のとおり住所の変更を届けます。 年 月 日 氏名 年 月 日生 鳥取県知事 様</p> <p>備考 他の都道府県から転居した者は、<u>住所地を所管する総合事務所</u>で免許証の照合を受けること。</p>	<p>提出する申請書、届書その他の書類は3通を作成し、<u>住所地の所管保健所長</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>第2号様式（第4条関係） 薬剤師住所変更届</p> <p>1 変更前の住所 2 変更後の住所 3 薬剤師名簿登録番号及び登録年月日</p> <p>上記のとおり住所の変更を届けます。 年 月 日 氏名 年 月 日生 鳥取県知事 様</p> <p>備考 他の都道府県から転居した者は、<u>所轄保健所</u>で免許証の照合を受けること。</p>
---	---

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第8条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>（申請書等の経由及び提出部数）</p> <p>第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所在地等を<u>所管する総合事務所長</u>を経由しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>（申請書等の経由及び提出部数）</p> <p>第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に掲げる所在地等を<u>管轄する保健所長</u>を経由しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			

（栄養士法施行細則の一部改正）

第9条 栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（書類の経由）</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、<u>住所地</u></p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、<u>保健所</u></p>

を所管する総合事務所長を経由しなければならない。	長を経由しなければならない。
--------------------------	----------------

(健康増進法施行細則の一部改正)

第10条 健康増進法施行細則(平成15年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(書類の経由) 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、 <u>特定給食施設の所在地を所管する総合事務所長</u> を経由して提出しなければならない。	(書類の経由) 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、 <u>保健所長</u> を経由して提出しなければならない。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第11条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(契約の相手方の資格) 第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。	(契約の相手方の資格) 第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

第12条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設定)</p> <p>第4条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約(第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。)の入札者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を、建設工事の種別(別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。)又は測量等業務の種別(別表第2に定める業務をいう。)ごとに定めるものとする。</p>	<p>(設定)</p> <p>第4条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約(第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。)の入札者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を、建設工事の種別(別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。)又は測量等業務の種別(別表第2に定める業務をいう。)ごとに定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。